

市場化テストの推進について

平成16年12月24日
規制改革・民間開放推進会議
議長 宮内義彦

1. 市場化テストについては、本日決定・公表した当会議の答申において、当会議の「問題意識」として、「官から民への事業移管を加速化するための横断的な手法として、市場化テストを適切に導入し、平成18年度から本格的に実施していく必要がある」と記載したところである。しかしながら、そのために不可欠な「推進母体」については、答申の「具体的施策」の部分に、「市場化テストの推進母体の在り方につき検討し、必要な措置を講ずることとする」という、時期を明記しない表現にとどまっている。

2. 市場化テストの上記スケジュール通りの実施を確実に担保するためには、遅くとも平成17年4月までには内閣官房又は内閣府に「推進母体」を設置し、平成17年度中に「市場化テスト法（仮称）」も含めた制度の整備を完了することが不可欠である。平成14年7月に内閣官房に設置された構造改革特区推進室が、構造改革特別区域法について、法案策定等の準備作業の一切を担当し、僅か半年足らずの間すなわち同年12月には、同法の制定を実現させたことから、こうした「推進母体」の重要性は明らかである。

3. 上記1.に記した「問題意識」の内容は、当会議が8月に決定した「中間取りまとめ」においては、各府省からの特段の反対意見もない形で盛り込まれ、その後、経済財政諮問会議においても多くの同趣旨の提案があった。しかしながら、それにもかかわらず、今回の答申においては、当会議と各府省との関係のみならずそれ以外の要因もあり、閣議決定の対象となる「具体的施策」には盛り込むことができなかった。

4. こうした状況に鑑みれば、「推進母体」の設立なしには、市場化テストの実現は、限りなく先延ばしされる危険性が大きく、当会議が目標とする官製市場の改革は、到底、実現できない。今後、政府において、強力な推進母体の速やかな設立を確実に実現することを期待するとともに、当会議としても、早急に関係各方面と議論を深めて参りたい。